

令和5年度第9回

南国市農業委員会議事録

令和5年12月1日（金）

令和5年度第9回農業委員会議事録

日 時 令和5年12月1日（金） 午後1時30分～午後2時40分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題

- （1）農地法第3条の規定による許可申請の件
- （2）農地法第5条の規定による許可申請の件
- （3）南国市農用地利用集積計画の件
- （4）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について
- （5）農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案外

- （1）農地法第3条の3の規定による届け出の件
- （2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- （3）使用貸借の合意解約通知の件
- （4）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

出席者（農業委員 18名）

会長 瀧田 好典

第一副会長 池 正人

第二副会長 鈴木 郁馬

1 番 金田 善充

2 番 山本 修平

4 番 杉本 和繁

5 番 高芝 澄生

6 番 末政 隆一

7 番 楠瀬 理枝

8 番 武市 忠雄

11 番 植野 永子

12 番 松岡 清

13 番 今井 まち

14 番 窪田 理佳

15 番 山本 桂

16 番 平田 修三

18 番 田岡 崇

19 番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 1名）

17 番 垣内 育男

出席者（農地利用最適化推進委員 13名）

1 番 西本 良平

2 番 齋藤 喜美子

3 番 門田 俊一

5 番 和泉 依

7 番 利岡 邦彦

8 番 西岡 祐三

9 番 武市 憲雄

10 番 北原 章吾

11 番 山北 泰司

12 番 北村 一弘

13 番 武内 俊暁

14 番 中村 和雅

17 番 井上 丈夫

欠席者（農地利用最適化推進委員 4名）

4 番 筧 和幸

6 番 門田 理博

15 番 岡田 廣志

16 番 橋詰 昌明

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 清岡 さゆり

主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

14 番 窪田 理佳

15 番 山本 桂

会長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。令和5年12月1日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数8件、申請受理面積、田 9,711.00 m²、畑 1,907.00 m²、計 11,618.00 m²。事務局説明をお願いいたします。
清岡次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページです。 受付番号80号です。譲受人は91歳。申請地は、浜改田の畑、307 m²で、譲渡人からの要望で、贈与による所有権移転です。所有地の隣地であり、耕作に便利であるため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は70年です。農作業には本人と子夫婦、孫、が従事しています。取得後は、これまで同様に大根を作るため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。80号については以上です。 受付番号81号です。譲受人は79歳。申請地は、田村の田、236 m²、売買による所有権移転です。以前から申請地を耕作しており、自宅の隣で耕作に便利であるため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は60年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。取得後は水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。81号については以上です。 受付番号82号です。譲受人は72歳。申請地は、立田の田、2筆で、計 436 m²、譲渡人からの要望で、売買による所有権移転です。自宅の隣で耕作に便利であるため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、草刈り機などを所有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人が従事しています。取得後は柿を作るため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。82号は以上です。 受付番号83号です。譲受人は82歳。申請地は、浜改田の田、495 m²、売買による所有権移転です。所有地の隣で耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、耕うん機などを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることは無いということです。83号については以上です。 受付番号84号です。譲受人は63歳。申請地は、前浜の田2筆で、計 2,426 m²、高齢のおばから甥への贈与による所有権移転です。以前から頼まれて申請地を耕作しており、今回叔母の要望もあり、規模拡大するため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は30年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、水稻を作るため、周辺の

会長 穂積主事	農地に影響を与えることはないということです。８４号については以上です。 受付番号８５号です。譲受人は６６歳。申請地は、岡豊町八幡と岡豊町定林寺の田畑４筆で、計 2,088 ㎡、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望で取得するもので、比較的自宅にも近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、機械を所有しておりませんが、必要な時にはリースをしています。農作業歴は４６年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。取得後も、これまで同様に文旦、季節野菜、ショウガなどを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。８５号については以上です。 受付番号８６号と８７号は譲受人が同じため、まとめて説明いたします。譲受人は６３歳。申請地は、８６号が里改田の田、３筆で計 1,830 ㎡、８７号が片山の田、７筆で計 3,800 ㎡です。８６号は譲渡人である養母が高齢で規模縮小をするため、贈与により取得するものです。８７号は譲渡人からの要望で、規模拡大のため、売買により取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、機械を所有しておりませんので、機械リースや作業委託をします。農作業歴は４年です。農作業には本人が従事しています。取得後も、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。８６号、８７号については以上です。なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上審議よろしく申し上げます。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第３条第１項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱います。続きまして議案第２号、農地法第５条権利移動許可申請審議について、農地法第５条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第５条第３項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和５年１２月１日、南国市農業委員会会長、濱田好典。申請受理件数３件。申請受理面積、田 2,278.00 ㎡、畑 280.00 ㎡、計 2,258.00 ㎡。まず初めに、６２号は田岡委員が代理申請人となっておりますので、議事参与の制限により退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。 受付番号６２号です。議案書７ページ。別紙位置図は６ページです。申請地は岡豊町小蓮の田２筆、1,897 ㎡、所有権の移転により資材置場への転用です。申請人は、土木工事
-----------------------	---

会長 穂積主事	業等を営む法人です。現在、借地にて使用している南国市及び高知市の資材置場を廃止し、申請地に統合する計画です。二車線道路沿いで利便性が高いことから申請地を選定したとのことです。申請地の農地区分はいずれの農地区分にも属さないその他2種農地に該当し、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画について、別紙7ページです。配置は図の通りです。進入は南側の県道から。造成計画については、最高1.56m嵩上げする計画です。整地計画はアスファルト舗装及び碎石敷き。排水計画については、敷地内に水路を設置し、そこを經由して南側県道側溝に排水する計画で、県の排水同意を手続き中で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ております。次に別紙8ページをお願いします。先ほどの造成計画の補足になります。右下の①①断面という部分をご覧ください。①①断面が先ほど説明した一段低い西側農地付近の断面図です。赤い線で境界という部分があるかと思います。その境界の右側にある0.30mの部分に設置する水路、その右隣にあるのがL字ブロック、そしてオレンジ色の部分が嵩上げする部分で、1.56mと記載されていますが、これが嵩上げする高さです。ご確認をお願いします。次に、周囲の状況については、北側宅地、南側県道、東側雑種地、西側同意のある農地及び同意の貰えていない農地です。西側の農地の同意書が貰えなかったとのことで被害防除計画書の提出がありますので、別紙9ページをご覧ください。被害防除の内容として、日陰、通風、排水、土砂流出の防除について記載をいただいております。ご一読をお願いします。現地確認では、担当委員より、構造物の建築がなく、敷地内に排水施設を設置し、排水について地元から問題ない旨の意見を得ていることから、被害防除計画に問題なく、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れはないとの意見をいただいております。他法令については南国市土地開発適正化条例の手続き中、県の道路工事許可、占用許可の見込み有、市の道路工事許可見込み有と確認しております。62号は以上です。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、許可相当であるとの意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。 (田岡委員 入室) 事務局、残りの案件の説明をお願いします。 受付番号60号を説明します。別紙位置図は2ページです。申請地は三畠の田、381㎡。使用賃借権を設定して分家住宅への転用です。なお、一体利用地として隣接する宅地115㎡を利用します。申請地の選定理由は、親族との相互扶助のためです。農地区分は1
-----------------------	---

0 h a 以上の集団農地に属するため第 1 種農地に該当し原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外の集落接続に該当するため、例外的に立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画は別紙 3 ページです。造成計画については 6 0 cm 盛土、整地計画については、ドッグランスペースは芝生、駐車場はコンクリート、それ以外は土のまま整地する計画です。進入計画は南側市道から。排水については、雑排水は浄化槽を経由し南側水路に放流、雨水は集水樹を経由し南側水路に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ており、市の排水同意を手続き中、管轄の改良区より転用に問題ない旨の意見書の提出があります。周辺の状況については、東側申請人所有農地、西側同意のある農地、南側市道、北側申請人所有地となっており、周辺営農に悪影響なしと現地確認にて判断しております。他法令については、占用許可手続き中で見込み有、開発許可については現時点では見込みが立っておらず要件の確認中と確認しております。説明は以上です。

続きまして受付番号 6 1 号を説明します。別紙位置図は 4 ページです。申請地は国分の畑 280 m²、所有権の移転により個人住宅への転用です。申請地の選定理由については、譲受人夫婦が住宅の建築地を探していたところ、妻の叔父である譲受人から譲渡してもらえたことになったためとのことです。農地区分は、いずれの農地区分にも該当しないその他 2 種農地であるため、立地基準を満たします。土地利用計画図は別紙 5 ページです。配置は図の通りです。造成計画については特になし、整地計画はコンクリート舗装。進入は南側市道から。排水計画については、雨水は南側の市道側溝に排水。汚水は下水道に排水する計画です。周囲の状況については、東側同意のある農地、西側宅地、南側市道、北側雑種地であり、周辺農地に悪影響なしと確認しております。他法令について道路工事許可を取得済み、開発許可見込み有と確認しております。

会長

事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでしたら、6 0 号は他法令の許可見込みが立つことを条件とし許可相当、6 1 号は許可相当であるとの意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第 3 号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和 5 年 1 2 月 1 日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず初めに受付番号 1 6 4 号は山本桂委員の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により山本委員退室をお願いします。

(山本桂委員 退室)

清岡次長	事務局説明をお願いします。 議案書 21 ページをお願いします。164 号です。借人は、60 歳。申請地は、十市の田で、5 年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり 10,000 円を現金で支払うというものです。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (山本桂委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。
清岡次長	議案書 9 ページに戻っていただきまして 144 号と 145 号です。借人が同じため、まとめて説明します。借人は、75 歳。申請地は、東崎の田 3 筆で、10 年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり 10,000 円を振込するというものです。 146 号です。借人は、62 歳。申請地は、東崎の田 7 筆で、10 年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、10 a あたり 10,000 円を振込するというものです。 147 号、148 号は借人が同じためまとめて説明します。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、田村の田 15 筆で、147 号が 5 年、148 号が 3 年の賃貸借権を設定または更新をして、水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり 10,000 円を振込するというものです。 149 号、150 号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、75 歳。申請地は、東崎の田 15 筆で、10 年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。農地中間管理事業の一括方式は以上になります。 議案書 15 ページは農業公社の農地売買等事業による所有権移転です。譲渡人から一度農業公社が買い受けて、その後、担い手に売り渡されるものです。申請地は、151 号、152 号ともに里改田の田で、売買価格につきましては、議案書のとおりです。続きまして、議案書 16 ページ、153 号、154 号、155 号は借人が同じためまとめて説明します。借人は、68 歳。申請地は、浜改田の田 6 筆で、3 年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり米 60 kg を物納するというものです。 156 号です。借人は、64 歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5 年の賃貸借権を設定

して、葉ニンニクを作るというものです。賃料は、10aあたり5,000円を振込するというものです。

157号です。借人は、61歳。申請地は、小籠の田4筆で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、4筆で3,855円を、振込するというものです。

158号から161号までは借人が同じため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、158号が金地の田4筆、159号が立田の田2筆、160号が西山の田4筆、161号が片山の田1筆です。いずれも5年の賃貸借権を更新して、オクラや水稻を作るというものです。賃料は、158号と160号が10aあたり5,000円を振込、159号が米30kg相当の金額を振込、161号が米30kgを物納するというものです。

162号です。借人は、67歳。申請地は、稻生の田で、5年の賃貸借権を更新して、野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり5,000円を現金で支払うというものです。

163号です。借人は、70歳。申請地は、前浜の田2筆で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

165号と166号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、68歳。申請地は、前浜の田4筆で、3年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

167号です。借人は、60歳。申請地は、下末松の田3筆で、1年の賃貸借権を更新して、ブドウを作るというものです。賃料は、3筆で200,000円を振込するというものです。ここで議案書の修正をお願いします。貸付人が、●●さんになっておりますが、お亡くなりになっておりますので、名義は相続人代表の●●さんになります。

続きまして、168号です。借人は、41歳。申請地は、前浜の田2筆で、1年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、2筆で米75kgを物納するというものです。

169号です。借人は、53歳。申請地は、福船の田4筆で、20年の使用貸借権を設定して、青ネギ、オクラを作るというものです。

170号です。借人は、42歳。申請地は、稻生の田3筆で、20年の使用貸借権を設定して、大葉を作るというものです。

171号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、田村の田3筆で、5年の使用貸借権を更新して、水稻等を作るというものです。

172号と173号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、56歳。申請

会長	地は、前浜の田 3 筆で、5 年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議をお願いします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について、農地法第 33 条第 1 項に該当する農地について、農地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、公益財団法人高知県農業公社に対し要請してよいか審議を願います。令和 5 年 12 月 1 日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案書 28 ページをご覧ください。8 号から 20 号までは、借り手の方が法人化し、個人から農地所有適格法人に変更となったため、一度解約し、農地所有適格法人で再契約をするものです。借人が同じため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人で、いずれも水稻を作るというものです。申請地は、8 号から 11 号までが片山の田 19 筆で、令和 7 年 5 月 9 日までの賃貸借権を設定します。12 号は片山の田 2 筆で、令和 10 年 2 月 8 日までの賃貸借権を設定します。13 号は片山の田 2 筆、14 号は大堀の田で、令和 13 年 5 月 7 日までの賃貸借権を設定します。8 号から 14 号までの賃料は、10 a あたり 5,700 円から 6,500 円の間で、議案書のとおりとなっています。次に 15 号から 20 号までは使用貸借権の設定をするというものです。申請地は、15 号が里改田の田で、期間は令和 8 年 10 月 8 日まで、16 号が片山の田 5 筆で、期間が令和 9 年 1 月 10 日まで、17 号、18 号、19 号が片山の田 5 筆で、期間が令和 7 年 5 月 9 日まで、20 号が里改田の田 2 筆で、期間が令和 10 年 6 月 8 日までです。以上が借り手法人化のための再契約にかかるものになります。 続きまして、21 号です。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、立田の田 2 筆で、令和 8 年 2 月 8 日までの賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり約 5,000 円を振込するというものです。以上が促進計画要請の説明になります。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 6 年 1 月 9 日

会 長

菅 田 好 典

議事録署名委員

窪 田 理 佳

議事録署名委員

山 本 桂